

科学研究における健全性の向上に関する検討委員会運営要綱

〔平成 25 年 7 月 26 日
日本学術会議第 176 回幹事会決定〕

（設置）

第 1 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条に基づく委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第 2 委員会は、科学研究における健全性の向上に資することを目的とし、科学研究における不正行為防止を含む科学者の行動規範の徹底に向けた対応に関する事項、及び臨床試験における技術的、理論的質向上に関する事項を含む臨床試験の今後の制度の在り方に関する事項を審議する。

（組織）

第 3 委員会は、会長、副会長及び各部の役員をもって組織する。

（庶務）

第 4 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当）の協力を得て、事務局企画課において処理する。

（雑則）

第 5 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。